

○埼玉県総合リハビリテーションセンター
病院感染防止対策委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の病院及び施設における感染性微生物や細菌等による利用者及び職員への感染を防止し、衛生管理の万全を期するためセンター内に病院感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議・検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議・検討する。

- 一 病院及び施設の感染防止のための調査に関すること。
- 二 病院及び施設の感染防止のための対策に関すること。
- 三 病院及び施設で勤務し、感染に関連する職員の健康管理に関すること。
- 四 職員の病院及び施設の感染防止に対する啓発に関すること。
- 五 その他病院及び施設の感染防止に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、病院長とする。
- 3 副委員長は、感染管理医師とする。
- 4 委員は、センター長、事務局長、福祉局長、感染管理看護師、衛生管理者及び次に掲げる部門の代表者とする。
 - 一 内科医
 - 二 整形外科医
 - 三 脳神経外科医
 - 四 リハビリテーション科医
 - 五 臨床検査
 - 六 薬剤
 - 七 リハビリテーション部
 - 八 看護部
 - 九 支援部
 - 十 歯科診療部
 - 十一 相談部
 - 十二 管理・業務部
 - 十三 手術
 - 十四 健康支援担当
 - 十五 健康増進担当

(委員長・副委員長)

第4条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて開催する。

2 委員長は、前項の会議を開催したときは、書面等により結果を委員会各委員に報告するものとする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、事務局管理・業務部において統括する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。